洪水時の避難確保計画

医療施設等用

（病院、診療所等）

ここで示している計画はあくまでも作成例です。

実際の作成にあたっては、各施設の実情に合わせ、適宜修正し作成してください。

○○○病院

○年○月　作成

（○年○月　修正）

# １．計画の目的

この計画は、水防法第15条の３第１項に基づくものであり、「○○○○（施設名）」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

２．計画の報告

　計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく当該計画を市長へ報告する。

３．計画の適用範囲

この計画は、「○○○○（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

　　【施設の状況（人数）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平日 | 休日 |
| 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 利用者 | ○名 | ○名 | ○名 | ○名 |
| 施設職員 | ○名 | ○名 | ○名 | ○名 |

4.　防災体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員(注) |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合* + 大雨・洪水警報の発表

・○○川（○○地点）氾濫注意情報発表・○○川（○○地点）の洪水警報の危険度分布が「注意（黄）」となる | 洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 使用する資器材の準備 | 避難誘導要員 |
| 周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合* 避難準備・高齢者等避難開始の発令

・○○川（○○地点）氾濫警戒情報発表・○○川（○○地点）の洪水警報の危険度分布が「警戒（赤）」となる | 洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 入院(所)者家族への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| 外来診療中止の掲示 | 情報収集伝達要員 |
| 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| 非常体制 | * 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令
 | 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導要員 |

* 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

●事前対策

　台風の接近など、あらかじめ災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直職員の増員や診療の中止などを検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

（（注）　※自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。）

5.　情報収集及び伝達

* 1. 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト） |
| 洪水予報、水位到達情報 | インターネット（情報提供機関のウェブサイト） |
| 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急） | 防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急速報メール、登録制メール（市役所） |

* 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する
* 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。
1. 情報伝達
* 別紙○「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
* 入院(所)者を避難させる可能性がある場合には、別紙△「入院(所)者家族緊急連絡網」に基づき、入院(所)者の家族に対し、「●●●●（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
* 外来診療を中止する場合には、すみやかに診療中止の掲示を行い、千葉県医師会や○〇病院（連携する医療施設）に外来診療を中止する旨を連絡する。
* 入院(所)者を避難させる場合には、市役所に「これより●●●●（避難場所）に避難する」旨を連絡する。
* 入院(所)者を避難させる場合には、別紙△「入院(所)者家族緊急連絡網」に基づき、入院(所)者家族者に対し、「●●●●（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
* 避難の完了後、市役所に避難が完了した旨を連絡する。
* 避難の完了後、別紙△「入院(所)者家族緊急連絡網」に基づき、入院(所)者の家族に対し、避難が完了した旨を連絡する。

6.　避難誘導

* 1. 避難場所

以下のとおり洪水の避難想定を鑑み、目標避難所を設定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 想定最大規模降雨による洪水想定 | 対象河川 | 本施設で想定される浸水の高さ |
| ○○川 | ○階までの浸水（○～○ｍ） |
| 洪水からの避難場所 | 第1目標 | ○○小学校（○○地区○○番地） |
| 第2目標 | 施設内○棟○階○室 |

第2目標・・・浸水状況や利用者の健康状況等により第1目標に避難する時間的余裕のない場合に目標とする避難場所のこと。

* 1. 避難経路
* 洪水時における避難場所までの避難経路については、別紙○「避難経路図」のとおりである。
	1. 避難誘導方法
* 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について避難者へ説明する。
* 避難する際は、やむを得ない場合を除き、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
* 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
* 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
* 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
* 浸水のおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

7.　避難の確保を図るための施設の整備

* 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
* これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | 名簿（職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、搬送具、ライフジャケット、蛍光塗料施設内の一時避難のための水・食料（3日分）、医薬品、寝具・防寒具、カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用） |

（※　自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。）

8.　感染症対策

新型コロナウイルス感染症が収束しない中、避難時の感染症対策は必須となることから、事前の準備等を入念に実施する。

(1)感染症対策備品

体温計、マスク、アルコール消毒液、ペーパータオル、ゴミ袋

(2)避難所の検討

市役所が指定する避難所は、一般の避難者も多く避難することから、必然的に密閉・密集・密接のいわゆる「3密」の状態となる確率が非常に高くなる。このことから、市役所が指定する避難所以外の避難所も検討する。

9.　防災教育及び訓練の実施

(1)防災教育

　　施設の管理権限者は、防災体制に関して職員に対し研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と併せて実施することを基本とし、主な内容は次のとおりとする。

　　① 河川洪水の特性

　　② 情報収集及び伝達体制

　　③ 避難判断・誘導

　　④ 本避難確保計画の周知

(2)訓練

　　避難訓練は研修と併せて実施することを基本とし、全職員を対象に、机上訓練を含め本避難確保計画の内容を把握するために行う。訓練は次の事項を勘案し行い、実施時期は出水期(6月)前を目途とする。

　　① 訓練内容

　　② 情報収集及び伝達

　　③ 避難判断

　　④ 避難訓練（利用者の特性に応じた避難手法、避難方法などを考慮）

（※　自営水防組織を設置する場合は削除。）

# 9.自営水防組織の業務に関する事項　（※　自営水防組織を設置する場合に記載。）

* 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
* 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
* 毎年〇月に新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象として研修を実施する。
* 毎年〇月に行う全職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

**【施設周辺の避難経路図】**

別紙○

洪水時の避難場所は、香取市総合防災マップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。



施設及び避難先の位置と、施設から避難先までの避難ルートを貼り付けて下さい。

別添１　自衛水防組織活動要領(案)

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（１）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（２）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

（１）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（２）各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

（３）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

（自衛水防組織の運用）

第４条　管理権限者は、職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や職員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第５条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（１）自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（２）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第６条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1　「自衛水防組織の編成と任務」

統括管理者

統括管理者の代行者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総括・情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　○○○○班員○名　○○○○・・・ | * 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録
* 館内放送による避難の呼び掛け
* 洪水予報等の情報の収集
* 関係者及び関係機関との連絡
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　○○○○班員○名　○○○○・・・ | * 避難誘導の実施
* 未避難者、要救助者の確認
 |

別表２　「自衛水防組織装備品リスト」

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| 総括・情報班 | 名簿（職員、利用者等）情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）照明器具（懐中電灯、投光機等） |
| 避難誘導班 | 名簿（職員、利用者等）誘導の標識（案内旗等）情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等）懐中電灯携帯用拡声器搬送具ライフジャケット蛍光塗料水・食料医薬品寝具・防寒具カルテのバックアップデータ（閲覧できる情報端末・電源含む） |